

02 坂口

ただいまの公明党議員団を代表して、坂口 勝也（さかぐち かつや）議員からのご質問に、順次、お答えをさせていただきます。

1（1）ア・イ

はじめに「人口減少社会への北区の未来に向けて」のご質問に、お答えします。

まず、区の出生数・出生率の状況及び推移、中長期の人口推計の見通しについて、です。

東京都が今月 発表した人口動態 統計年報では、区の 令和5年の出生数は2,257人、出生率は6.3、合計特殊出生率は1.0となっており、平成28年以降、減少傾向となっています。

また、中長期の人口推計については、令和3年に 区が実施した「人口推計 調査書」では、20年後の令和23年の 北区の人口は、36万5,065人となり、令和3年との比較では1万1,907人増、3.4%増となっています。令和6年11月1日現在の区の人口は36万2,284人であり、この間（かん）、推計値よりも増加して推移しています。

次に、人口減少を見据えた 区の将来像とプランの構築について、です。

国立社会保障・人口問題 研究所による令和5年の将来人口推計では、出生 中位推計の結果に基づくと、日本の総人口は、2056年には1億人を割って9,965万人、2070年には8,700万人になると推計されており、区の人口については、向こう20年は増加傾向を見込んでいますが、その後は、総人口と同様に減少していくものと捉えています。

区としましては、「北区基本構想」で定めた 概ね20年後の 将来像の実現に向け、区民と区が連携・協働し取り組むとともに、人口推計 調査に基づく数値も注視しながら、人口減少 局面に入っていく際の対応についても、今後の基本構想や 基本計画を改定する中で検討してまいります。

1 (2)

次に、人口減少 局面を見据えた 公共施設等のあり方について、です。

将来の人口減少による、行財政への様々な影響を考

慮すると、ライフサイクルコストを意識した 公共施設マネジメントの取組が、これまで以上に重要となります。

そのためには、施設の再配置の検討はもとより、施設ありきではなく、行政サービスを維持する視点での施設の有効活用や、多目的・多機能的な活用、管理運営の効率化、ソフト事業の見直し、さらには、官民の役割分担を踏まえた 民間事業者等との連携など、柔軟に取り組むことで 将来の財政負担を軽減する必要があります。

区では現在、これら公共施設マネジメントの考え方や方針などを定める「北区公共施設等 総合管理計画」について、外部有識者を含めた 検討組織を設置し、改定に向けた 議論をしているところであり、人口減少局面を見据えた、長期的・経営的な視点での 公共施設のあり方について、改めてお示しする予定です。

1 (3)

次に、少子化対策について、です。

近年、結婚観や家族観、夫婦のあり方が多様化してお

り、少子化の背景には、未婚化をはじめ、人口構成や社会 経済環境による様々な要因が複雑に絡み合っていることから、広域的な課題であると認識をしています。

そのため、区としましては、国や東京都の取り組みの周知に努めるとともに、当事者である 若い世代の意見も直接伺いながら、就労や妊娠・出産への支援、子育て・教育施策の充実など、幅広い視点から 実効性のある少子化対策を 総合的に検討・実施していくことが必要と考えております。

1 (4) アイエオ

次に、多文化共生について、です。

まず、今後の外国人 人口の見通しと 日本語教室の充実について、です。

外国人人口は、今後も増加していくものと捉えており、来年度には区における 外国人人口の割合は10%に到達すると推測しています。

区では、こうしたことから、令和4年度より 日本語教室を 区内の日本語学校と連携して実施し、令和5年度には 夜間コースを開始、加えて、日本語教室 ボラン

02 坂口

ティア団体への運営 補助制度も創設するなど、外国人区民が日本語を学ぶ機会を提供して参りました。

今後とも関係団体と連携し、日本語教室の充実に努めてまいります。

次に、外国人への情報発信の強化について、です。

令和5年度に実施した 外国人 意識・意向調査では、必要な情報が入手できない などのご意見が寄せられていることから、さらなる 多言語化やデジタル技術を活用した 効果的な情報発信について、検討してまいります。

次に、外国人専用 相談窓口の設置について、です。

外国人専用 相談窓口の設置は、人材やスペースの確保といった課題があることから、まずは 窓口で通訳システムを活用して 相談を受けるなど、相手に寄り添った 丁寧な対応に努めてまいります。

次に、現在 改定中の 北区 多文化共生指針の概要と組織改正について、です。

まず、組織体制につきましては、北区 多文化共生指針の 検討会において、学識経験者のご意見もお聞きし

ながら、検討してまいります。

また、現在 改定中の北区 多文化共生指針の特色として、一例を申し上げますと、日本人と外国人がともに安心して暮らせる環境づくりを基本目標としている点があり、生活ルールやマナーの周知と浸透が求められています。

なお、現在改定中の指針の詳細につきましては、本定例会の所管委員会でご報告いたします。

2（1）

次に、「さらなる区 行政 推進のために」について、お答えします。

まず、人材育成 基本方針の改定について、です。

今年、全職員に対し、エンゲージメント調査を実施し、その結果分析に基づき、まずは組織 活性化策について、検討しているところです。次の段階として、この活性化策を踏まえた「北区 人材育成 基本方針」や「研修 体系」の改定を行うこととしています。

「人材育成 基本方針」では、キーワードとして「区民目線」や「発想の転換」、「デザイン思考」など、新た

な視点を取り入れるとともに、人材の損出を最小限にするという点では、メンタルヘルス対策の充実や働き方改革によるワークライフバランスの向上などの「健康経営」の視点も位置づける必要があると考えています。

これらを踏まえ、区民に対する、より質の高いサービス提供を担える人材育成に努めてまいります。

2（2）

次に、複線型 人事制度について、です。

建築職や土木職などの技術系や福祉系、医療系などの専門職種、また、事務職のICT区分については、スペシャリストとしてその専門性を活かした業務を担う職場への配置を行っています。

一方、事務職はジェネラリストとしての役割が求められていることから、ジョブローテーションにより幅広い業務知識を身に付けるとともに、様々な職場を経験することで適性を見極めることもできると考えています。

このように、スペシャリストとしての専門職とジェ

ネラリストとしての 事務職の役割分担をしつつ、事務職についても、本人の希望や 適正などを踏まえ、専門性を身に付けることができる 研修の充実や得意とする分野の 能力を伸ばすことができる 環境を整えることで、職員の業務意欲の向上に 努めてまいります。

なお、複線型 人事制度については、今後、他自治体の動向把握も含め、研究してまいります。

2 (3)

次に、業務の I C T 化について、です。

区では、これまで、グループウェアによる 在籍表示をはじめ、職員用 P C 端末のノート型への更改、無線 LAN 化、テレワーク環境や Web 会議環境の整備、AI 議事録作成 支援システムの試行や、自治体向けビジネスチャットの導入、さらには、未来型オフィスの試行など、職員の働き方や 効率化に資する取組の積極的な推進を図っています。

ご提案のうち、アプリ電話の導入については、セキュリティ対策やコストなどを踏まえた検討が必要と考えており、新庁舎への移転を見据えながら、検討を進めて

まいります。

また、A I 議事録作成 支援システムについては、現在、機密情報等のセキュリティ確保のため、利用環境が専用端末に限定されるなどの課題があることから、更なる機能向上に向けた研究・検討を進めてまいります。

2（4）アイ

次に、メンタルヘルスの取組みについて、です。

今年度は、係長研修において、ラインケアなどのメンタルヘルス対応についての講義を設けるとともに、事業者委託により 心理専門職が相談対応を行う 職員専用のメンタル相談窓口を設置し、11月より運用を開始するなど、職員が相談しやすい 環境づくりを進めております。

メンタル不調の傾向については、20代から30代の経験の浅い職員や 昇任などに伴い、より困難さを増した業務に対応しきれない職員などの 不調が目立っており、そのきっかけとしては 仕事内容、人間関係、家庭の問題など、様々であると捉えています。

また、職員が安心して 育児休業を取得できるよう、

業務分担の見直しや 代替職員の配置などを行っています。育児休業 取得に伴う人員配置については、正規職員を基本としているものの、年度途中で 正規職員配置ができない場合には、会計年度 任用職員を配置し、組織への影響を最小限にとどめるなどの 対応も取っております。

週休3日制については、柔軟な働き方の一つとして、導入する企業や 自治体があることは承知していますが、窓口サービスを基本とする 区においては、行政サービスの低下を 招かないようにする必要がありますので、まずは 先行自治体の動向などを注視してまいります。

2 (5)

次に、カスタマー・ハラスメント対策について、です。

東京都は現在、今年10月に成立した「カスタマー・ハラスメント 防止条例」に基づき、顧客等、就業者 及び 事業者の責務に関する 事項や、事業者の取組みに関する 事項などを定めることを 目的とする「カスタマー・ハラスメントの 防止に関する指針」と「各団体

共通マニュアル」を作成するため、検討会議を設置して協議しており、年内に指針を公表するとしています。

東京都条例では、カスタマー・ハラスメント防止のための手引きの作成を、地方自治体を含む事業者に対し努力義務と定めていることから、区としては、今後示される指針やマニュアルなどを参考に、事業者として必要な対応を行ってまいります。

3（1）

次に、「子どもの幸せNo.1」のさらなる推進を、についてお答えします。

まず、子育て世帯への支援について、です。

国は、すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していくことなどを基本理念とする「こども未来戦略」の中で、子育て世帯の家計を応援することを施策の一つとして位置付けています。

区では、子育てにお金がかからない社会を目指して、児童手当等の支給事務や、東京都の補助を活用した子どもにかかる医療費の負担軽減に資する事業を実

施するなど、主要政策の一つである「子どもの幸せNo.1」の実現に向けた取組みを着実に進めております。

引き続き、住民に最も身近な自治体として、国・東京都との役割分担・連携の下、妊娠・出産から乳 幼児期、義務教育の就学から 高等教育に至るまで、効果的な子育て支援のあり方について、他自治体の事例も参考にしながら、調査研究を深めてまいります。

3 (3) エ

次に、子どもたちの提案を吸い上げ、事業化する仕組みづくりについて、です。

区では、小学生と区政を話し合う会や、中学生・高校生モニター会議など、子どもたちの意見を 区政に反映し、事業化する取り組みのほか、学校教育の場においても、校則の見直しや学校行事の運営などにも子どもたちの提案や意見を取り入れております。

また、7月に実施した中学生モニター会議において、今年度、策定する「北区教育・子ども大綱」について話し合いが行われ、出された意見・提案をもとに大綱の策定をしているところです。

さらに、本年4月に「子どもの権利と 幸せに関する 条例」の施行を踏まえ、教育委員会とも 連携しながら、子ども関連の事業だけではなく 庁内すべての事業において、子どもたちの意見を反映できるよう 取り組んでいくほか、若者世代の意見を 直接お伺いする機会を新たに設定してまいります。

3 (4)

次に、産後デイケア推進について、です。

産後ケア事業は、妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援のひとつとして 重要な事業であり、現在、出産された方の 約3割が 宿泊型や通所型を利用されています。

訪問型につきましては、多胎や 兄弟、医療的ケア児がいる場合や、産後うつなどで 外出が困難な場合でも、利用者の居室で、ニーズに合った 柔軟な対応が可能となることから、伴走型支援による 充実策の一つとして、実施に向け検討してまいります。

4 (1) ア、イ、ウ

次に、「誰もが安心して 魅力あふれる北区を」について、

お答えします。

はじめに、物価高騰対策について、です。

まず、区の今後の物価高騰対策の考えについて、です。

国は物価の上昇に賃金の上昇が追いついていないとし、デフレ脱却に向けて当面の経済対策を要するとしており、この間、区においても中小企業支援や学校給食、商品券の発行等による消費喚起など、対策を講じてきており、現下の社会経済情勢を踏まえた当面の物価高騰対策は必要と認識しているところです。

次に、給付金等の区独自の対象枠拡大について、です。去年は、国の地方創生臨時交付金において、推奨事業メニューとして、地域の実情に応じた活用可能な枠があり、その枠を活用することで区独自に均等割のみ課税世帯などへの給付を行いました。今後、国で審議される経済対策の内容を確認しながら、実施の可能性について検討してまいります。

次に、「103万円の壁」撤廃の影響について、です。

現在、国で議論が重ねてられており、この段階での試算は難しいところですが、仮に所得税の課税最低限

を現行の 103 万円から 178 万円へ引き上げることに合わせて、個人住民税の基礎控除を引き上げた場合、特別区長会は、23 区全体で 2,400 億円程度と試算しており、区においても特別区民税の大幅な減収が見込まれるほか、所得情報に付随する様々な行政サービスにも波及する可能性があることから、その影響は決して少なくないと考えております。

4 (2) ア・イ

次に、障がい者施策について、です。

まず、グループホームの整備推進と入所施設開設の進捗状況について、です。

私の掲げた 150 の政策においても、重度心身障害者を対象としたグループホーム及び入所施設の整備・拡充を掲げており、その必要性、重要性は認識しています。

現在、他区のグループホームや入所施設を視察し、施設の特徴や工夫などの把握、施設運営に関して開設前・開設後における地域との関わり方（かた）など様々、情報収集をしています。

入所施設などの整備については、開設場所のほか 安定した運営ができる事業者の選定といった課題がありますが、「障害のあるお子さんの親亡きあとの介護」といった切実な声も聞いていますので、関係部署が連携し、スピード感を持って取り組んでまいります。

4（2）ウ

次に、緊急時のショートステイ利用について、です。

緊急時、ショートステイに対応できる施設は、区内に複数か所ありますが、強度 行動障害や重症心身障害に対応できる施設は限られているのが実情です。

緊急時のショートステイ利用については、主に、利用者を支援する相談支援 専門員が、調整や事務手続きの代行などを行いますが、受け入れが難しい場合は、区や相談支援 専門員、事業所など関係者が連携をはかりながら、利用者に寄り添った支援をしています。

緊急時のショートステイ受け入れは、施設の人員体制など課題も多く、引き続き、学識経験者や障害福祉事業所、障害のある当事者も参加する北区自立支援協議会などで、ご意見等を伺いながら、有効な取り組みにつ

いて検討してまいります。

4（2）エ

次に、重度 身体障害者を対象とした グループホームへの対応について、です。

重度 身体障害者グループホームの運営補助は、東京都独自の制度として 開始されましたが、現在は、財政調整 交付金の対象事業として区が実施しており、補助額は 東京都の障害者施策推進 区市町村 包括補助事業等 補助要綱に定める基準額を参考としています。

他区においては、独自の助成制度を設けている区もありますが、事業者の意向により、自立支援 給付費が交付される、障害者 総合支援法の対象施設に移行した施設も複数あることを把握しています。

区としては、こうした動きも踏まえながら事業者との意見交換を進めるとともに、他区の動向を注視してまいります。

4（2）オ

次に、車いす介助用 電動アシストについて、です。

車いす介助用 電動アシストは、補装具 購入費用 助

成の中で、一般的な補装具とは別の特例 補装具とされていますが、特例 補装具の対象とするには 様々な条件があることや、最終的に東京都の判定となることなどから、補装具について相談があった際、相談内容などにより個別にご案内しています。

引き続き、東京都による職員向けの講習会への参加などを通し、特例 補装具の支給条件や 判定手続に関する最新の情報収集に努め、特例 補装具の助成制度について、正確な情報をお伝えしてまいります。

なお、車いす介助用 電動アシストの一般的な補装具としての取り扱いについては、国や東京都の動向を注視してまいります。

4 (3)

次に、成年 後見制度について、です。

まず、区の報酬費用 助成の現状について、です。

区長による成年 後見等の申し立て 件数は、増加傾向にあり、成年 後見人 等への報酬費用 助成の件数も、令和5年度の34件に対し、本年度は10月時点で30件となり、増加傾向にあります。

次に制度利用の際の収入要件について、です。

成年 後見人等 報酬費用 助成制度は、各区で導入していますが、利用の要件となる年間収入や預貯金の額には幅があり、考え方は様々と捉えています。

今後も成年 後見制度の利用の増加が見込まれる中、後見人の報酬を保証することは、制度利用者、後見人の双方に重要と認識していますので、利用要件などについての他区の考え方や利用状況など検証してまいります。

4 (4) ア

次に、特殊詐欺 対策等について、です。

はじめに、特殊詐欺等の現状と区民の取るべき対策について、です。

まず現状ですが、今年1月から9月末までの区内における特殊詐欺 被害認知 件数は91件で、被害額は約3億4千万円となっており、例年と異なり今年は増加が見込まれます。また、最近の特徴として、高齢者だけではなく30代から40代の方（かた）も被害にあっていると、警察から情報を得ています。

これらに対し、ご自身でできる対策として、自動通話録音機の設置や防災行政無線による詐欺の電話の架電状況の把握などに加え、特殊詐欺についての現状や詳しい対策を北区ニュースやメールマガジンなどでも、幅広く区民の皆さまに周知していますので、詐欺被害の未然防止に活用していただきたいと考えています。

4（4）イ

次に、「匿名・流動型 犯罪グループ」への対策の強化と住まいの防犯対策助成事業について、です。

区では、東京都と連携して町会・自治会及び商店街に対し、防犯カメラの設置費用補助を行っており、今年度から3年間、補助率が引き上げられておりますので、その活用について周知を図ってまいります。

また、「匿名・流動型 犯罪グループ」やいわゆる「闇バイト」については、区民の皆さまが犯罪に加担してしまうことの無いよう、北区ニュースやメールマガジンなどで啓発しています。

ご提案の、住まいの防犯対策助成事業については、

社会情勢のほか、他区の動向なども踏まえつつ、研究してまいります。

4（4）ウ

次に、若い世代に対する「匿名・流動型 犯罪グループ」などに関する啓発について、です。

区内3警察署では、区内の小中学校において、セーフティ教室を実施しておりますので、その中で「匿名・流動型 犯罪グループ」やいわゆる「闇バイト」についても指導していただけるよう、警察に働きかけてまいります。

引き続き、小中学生に対して、治安情勢を反映しつつ、年齢に応じた指導をしていけるよう、警察及び教育委員会と連携してまいります。

4（5）

次に、ゼロカーボンシティ 実現に向けて について、です。

国では、低炭素 水素等の 供給・利用の促進を盛り込んだ水素社会 推進法が10月から施行されました。

2050年カーボン ニュートラルの実現に向けて、安全

性を確保しながら、公民連携で低炭素 水素等の活用を促進していくことは重要であると認識しております。

区では、新たな技術の実証実験を民間事業者と連携を図りながら実施しており、東京都にも支援 協力の働きかけを行っているところです。

ご提案の区有施設を利用した新技術の実証実験については、今後、関係機関と協議の上、検討してまいります。

4 (6) ア (ア) (イ) (ウ)

次に、区の魅力を高めるために あらゆる世代の声を受け止め 推進していくことについて、です。

若い世代から お声のある スケートボード パークやボルダリング施設の整備は、敷地の確保や周辺環境への影響などの課題があると認識しています。なお、これらの種目を含めたアーバンスポーツに対する区としての位置づけや普及のあり方などについては、現在 設置している「北区スポーツ推進計画検討委員会」で議論する予定です。

次に、映画館の誘致については、特定の業種を区が直接的に誘致することになり、現段階では直接的な対応は困難であると考えています。区としては、駅周辺のまちづくりにおいて商業機能や文化・交流機能を誘導していく中で、民間事業者において具体的な検討がなされていくものと考えています。

また、健康麻雀は、シニアクラブ連合会で大会を実施し、盛況であったと聞いています。各シニアクラブやシニアクラブ連合会へは、高齢者の地域での仲間づくりや生きがいづくりなどの活動経費への助成を行っており、健康麻雀にかかる経費も対象となっています。

4（6）イ

次に、地域の書店へのさらなる支援について、です。

国において「書店振興プロジェクト」を発足し、地域の文化拠点として「書店」の意義を見つめ、書店支援の取組みを強化していくとしています。

区としては、空き店舗活用事業により、地域ニーズや商店街の特色等を踏まえ、書店を含めた最適な業種の出店を促進するなど事業者支援を行っています。

また、来月 開設予定のジェイトエルでは、施設のコンセプトに基づく 話題の雑誌や書籍など約 1 万冊を配架し、「図書のカ」で幅広い世代の利用を促進してまいります。

引き続き、必要とする事業者支援を行うとともに、公共サービスとして積極的に図書の魅力を伝え、あわせて 今後の国の検討内容を注視してまいります。

4 (6) ウ

次に、バリアフリー化 推進と溝田橋 横断歩道の設置について、です。

区では「北区バリアフリー 基本構想」に基づき、バリアフリー化 事業を推進しています。

ご紹介の溝田橋交差点への横断歩道の設置要望については、道路管理者である東京都に、様々な機会をとらえて伝えてまいります。

4 (7)

最後に、和歌山市との交流について、です。

先日、和歌山市において「災害時における 相互応援協定」を締結し、交流の証しとして 桜の枝を交換いた

しました。

和歌山市とは、これまでも区民まつりへの出店などを通して 交流してきましたが、災害時の迅速な対応には、平時からの連携が大切であり、この度の 協定締結を機に、自治体同士の連携をさらに深め、様々な事業を通して、区と歴史的なかかわりが深く、自然 豊かな和歌山市の魅力を、区民の皆さまへ紹介してまいります。

なお、北区中期計画には、新たな 自治体との友好都市 協定の締結を位置付けており、和歌山市を候補の一つと考えておりますので、引き続き交流事業を積み重ねながら、相互の理解と信頼を深めてまいります。

以上、お答え申し上げます。 区民の皆様の生活に身近な諸課題につきまして、広範にわたり、数々のご提言をいただきました。こうしたご意見をいただきながら、さらなる区政の推進に努めてまいります。 ありがとうございます。